

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外

## 目 次

### 条 例

○県の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

1

## 条 例

県の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県条例第43号

県の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

県の議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和49年富山県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

県の議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例

第 2 条の見出し中「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条の表以外の部分中「第15条第 8 項」を「第15条第 1 項及び第 8 項」に、「各選挙区」を「選挙区及び各選挙区」に改め、同条の表中

中新川郡  
下新川郡

を

」

「舟橋村、上市町及び立山町  
入善町及び朝日町

」に改める。

**附 則**

この条例は、平成27年3月1日から施行する。

(議・議事課)